

山口県報

平成29年
5月30日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 平成二十九年度クリーニング師研修の指定(生活衛生課).....一
 - 平成二十九年度クリーニング所業務従事者講習の指定(生活衛生課).....一
 - 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....二
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....二
 - 道路の区域の変更(道路整備課).....二
 - 土砂災害警戒区域の指定の解除(四件)(砂防課).....三
 - 土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....四
 - 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(四件)(砂防課).....五
 - 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....六
- 公告
 - 県営下保木地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....八
- 人委規則
 - 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則.....八
 - 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....八
- 監査告示
 - 外部監査人の補助者の氏名等.....九
- 企業管理規程
 - 山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程.....九
- 雑報
 - 県報の正誤(平成二十九年三月二十一日山口県企業管理規程第一号).....九



山口県告示第九十六号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定により、次の研修を平成二十九年年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

平成二十九年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 研修の主催者

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の開催期日及び開催場所

開催期日

平成二九、九、三(日曜日)

開催場所

山口市緑町三番二九号

山口県労働者福祉文化中央会館

三 研修の受講料

五千元

山口県告示第九十七号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三の規定により、次の講習を平成二十九年年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。

平成二十九年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 講習の主催者

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 講習の開催期日及び開催場所

開催期日

平成二九、八、二七(日曜日)

開催場所

下関市古屋町一丁目一八番一号

下関市リサイクルプラザ

三 講習の受講料

四千五百円

山口県告示第百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 名称 居宅介護事業所 所在地 事業の種類 廃止年月日
氏名又は名 住所又は主たる事務所の所在地
有限会社あん 山口市吉敷中 東一丁目一番一
号

有限会社あん のメディアカル 山口市吉敷中 東一丁目一番一 号
ハートハウス 山口市小郡緑 町三番三三号
新山口デイ サービスセン ター

介護予防防事業業者 名称 介護予防事業所 所在地 事業の種類 廃止年月日
氏名又は名 住所又は主たる事務所の所在地
有限会社あん のメディアカル 山口市吉敷中 東一丁目一番一 号

有限会社あん のメディアカル 山口市吉敷中 東一丁目一番一 号
ハートハウス 山口市小郡緑 町三番三三号
新山口デイ サービスセン ター

山口県告示第百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 名称 居宅介護事業所 所在地 事業の種類 指定年月日
氏名又は名 住所又は主たる事務所の所在地

株式会社 美祢市大嶺町 介護サポート 平成二九、四、一

東分来福台四 丁目九の五
美祢市大嶺町 訪問介護 平成二九、四、一

山口県告示第百二百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防防事業業者 名称 介護予防事業所 所在地 事業の種類 指定年月日
氏名又は名 住所又は主たる事務所の所在地
株式会社 美祢市大嶺町 介護サポート 平成二九、四、一

株式会社 美祢市大嶺町 介護サポート 平成二九、四、一
東分来福台四 丁目九の五
美祢市大嶺町 訪問介護

山口県告示第百二百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年五月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 光柳井線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
熊毛郡田布施町大字上田布施字近吉 七二の一、二地先から 同郡同町同大字 四の三地先まで	同字七	新	最狭 一三・〇〇	最狭 四六・〇	
		旧	最狭 一九・〇〇	最狭 四六・〇	

山口県告示第二百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第四百八十七号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
際波(一)¹⁸
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第三百三十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
旗岡(一)¹
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木

課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第八十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
周東町祖生(二)³⁸
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百九十三号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
錦見(一)¹
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部
河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律
第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定す
る。

平成二十九年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
今村北(一)(7)、際波(一)(18)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部
土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
白石(一)(2)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部
道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
桜町(一)(4)、旗岡(一)(1)
- 二 区域の範囲

次の図のとおり
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木
課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
錦見(一)(1)、美和町大根川(一)(7)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部
河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
周東町祖生(二)(38)、美和町大根川(二)(2)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部
河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
俵山(一)(124)、俵山(一)(125)、俵山(一)(126)、俵山(一)(127)、油谷向津具下(一)(67)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市
建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
大島(一)⁽³³⁾、大道理(一)⁽⁶²⁾、湯野(一)⁽¹⁰⁰⁾

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
埴生(一)⁽²³⁾

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
日見(一)⁽¹⁸⁾

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
宇佐木(二)⁽¹²⁾

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び平生町建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第四百八十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称
際波(一)⁽¹⁸⁾

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第四百三十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

旗岡(一)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第八十二号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

周東町祖生(二)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百九十四号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

錦見(一)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十九年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の名称

今村北(一)、際波(一)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

白石(一)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊
 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
 桜町(4)、旗岡(1)
 二 区域の範囲
 次の図のとおり
 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
 錦見(1)、美和町大根川(7)
 二 区域の範囲
 次の図のとおり
 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
 周東町祖生(38)、美和町大根川(2)
 二 区域の範囲
 次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
 俵山(124)、俵山(125)、俵山(126)、俵山(127)、油谷向津具下(167)
 二 区域の範囲
 次の図のとおり
 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
 大島(33)、大道理(62)、湯野(108)
 二 区域の範囲
 次の図のとおり
 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
 埴生(23)
 二 区域の範囲

次の図のとおり
 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称
 日見(一)8)

二 区域の範囲
 次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。）



（一六六）県営下保木地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営下保木地区農業競争力強化基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営下保木地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年五月三十一日から同年六月十九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十一号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条の六第一項中「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に、「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十二号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の四第一項中「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に、「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親であつて養子縁組によつて養親となるこ

とを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項に規定する監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間は、次のとおりである。

平成二十九年五月三十日

山口県監査委員

氏 名 住 所 期 間

品川 充洋 岩国市今津町六丁目九番一〇―二号 平成二十九年五月三十日から平成三十三年三月三十一日まで

森永 晃仁 光市虹ヶ浜三丁目一番二〇―五〇三

河口 雅邦 宇部市厚南中央四丁目四番四七―一

村田 治子 山陽小野田市大字東高泊四一―二の

水谷 公威 周南市住崎町三番二〇―四〇七号

山田 康雄 下関市伊崎町一丁目八番一〇号

花井 宏行 岩国市麻里布町一丁目八番九五―一〇〇一号



山口県企業管理規程第二号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十九年五月三十日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項第一号中「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に、「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十九年五月三十日から施行する。



正 誤

平成二十九年三月二十一日山口県企業管理規程第一号（山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程）

三	ページ	下	行	二・	誤	二。	正
---	-----	---	---	----	---	----	---

平成二十九年五月三十日印刷

発行人所

山口県知事庁